

## 地方公共団体の危機管理に関する懇談会

### 【第14回会合】

日時：平成20年9月12日（金）14：00～

場所：全国都市会館 3階 第1会議室

#### 〈議事次第〉

#### 1 開 会

#### 2 議 事

(1) 新型インフルエンザ対策について

(2) 国民保護訓練について

(3) その他

#### 3 閉 会

地方公共団体の危機管理に関する懇談会  
【第14回会合】

日時：平成20年9月12日（金）  
14時00分～

場所：全国都市会館 3階 第1会議室

配 付 資 料

- 資料1 新型インフルエンザ対策（厚生労働省）
- 資料2 消防庁における新型インフルエンザ対策（消防庁）
- 資料3 地方公共団体における新型インフルエンザ対策の現状と課題  
（消防庁）
- 資料4-1 国民保護共同訓練の推進（内閣官房）
- 4-2 平成19年度国民保護共同訓練の実施状況
- 4-3 平成19年度国民保護共同訓練の成果と課題
- 4-4 国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施について

## 地方公共団体の危機管理に関する懇談会 委員一覧

座長	石原信雄	地方自治研究機構会長、元内閣官房副長官
座長代理	秋本敏文	日本消防協会理事長、元消防庁長官
座長代理	大森彌	東京大学名誉教授
	石川嘉延	全国知事会災害対策専門委員長、静岡県知事
	石垣正夫	全国市長会行政委員長、岡山県新見市長
	今井環	日本放送協会理事
	川島正英	NPO スローライフジャパン理事長、 地域活性化研究所代表
	倉田毅	富山県衛生研究所所長、前国立感染症研究所所長
	小林輝幸	全国消防長会会長、東京消防庁消防総監
	西川孝純	共同通信社論説委員長
	齋藤忠夫	東京大学名誉教授、トヨタ IT 開発センターCTO
	重川希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
	杉田和博	前内閣危機管理監
	高木繁光	北海道消防協会会長
	西元徹也	元統合幕僚会議議長
	林春男	京都大学防災研究所教授
	林麗子	鹿児島県婦人防火クラブ連絡協議会会長
	平野敏右	千葉科学大学学長
	福澤武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会 会長、三菱地所会長
	マリ・クリスティーヌ	国連ハビタット親善大使
	南直哉	東京電力顧問
	山本文男	全国町村会長、福岡県添田町長
	山本保博	東京臨海病院長

(五十音順・敬称略)

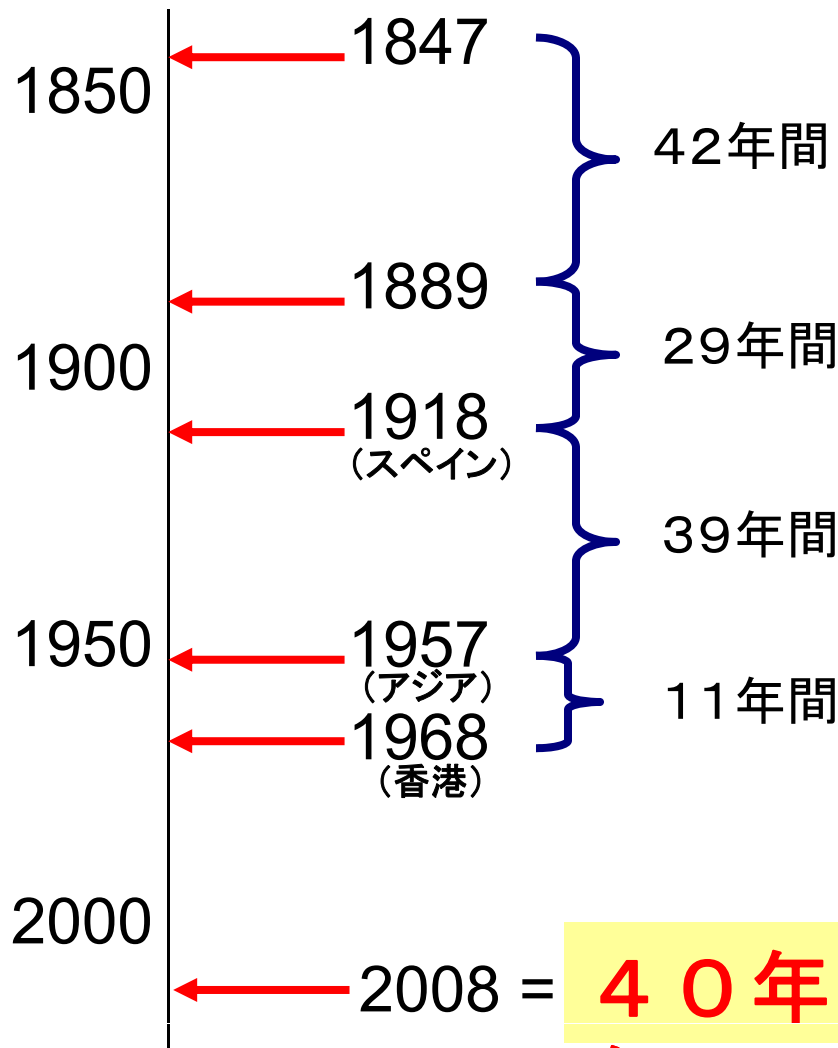
# 新型インフルエンザ対策

厚生労働省  
健康局結核感染症課

平成20年9月12日

感染症情報管理室長 難波 吉雄

# 新型インフルエンザの出現時期



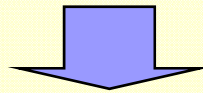
新型インフルエンザの出現周期  
10年から40年の周期で出現し、  
世界的に大きな流行を繰り返している

流行年	通称	死亡者数
1918-1919年 (ウイルス型H1N1)	スペインインフルエンザ	4,000万人
1957-1958年 (ウイルス型H2N2)	アジアインフルエンザ	200万人以上
1968-1969年 (ウイルス型H3N2)	香港インフルエンザ	100万人以上

**40年以上、大流行が起こっていない**

# 新型インフルエンザとは

- 鳥インフルエンザウイルス由来のウイルスが、
  - － ヒトの世界に侵入、
  - － ヒト－ヒト間の伝播力を獲得
- 人類は新しい型のウイルスに免疫を持たないので、
  - － 全世界を巻き込む大流行となる。
  - － 個人的にも免疫（抵抗力）が無いので重症化する可能性あり



大きな健康被害（患者、重症患者、死亡者）が発生  
2次的に社会活動・社会機能の停滞、低下

- 新型インフルエンザ対策行動計画における流行規模の想定
  - 医療機関を受診する患者数：最大2,500万人
  - 入院患者数：53～200万人
  - 死亡者数：17～64万人

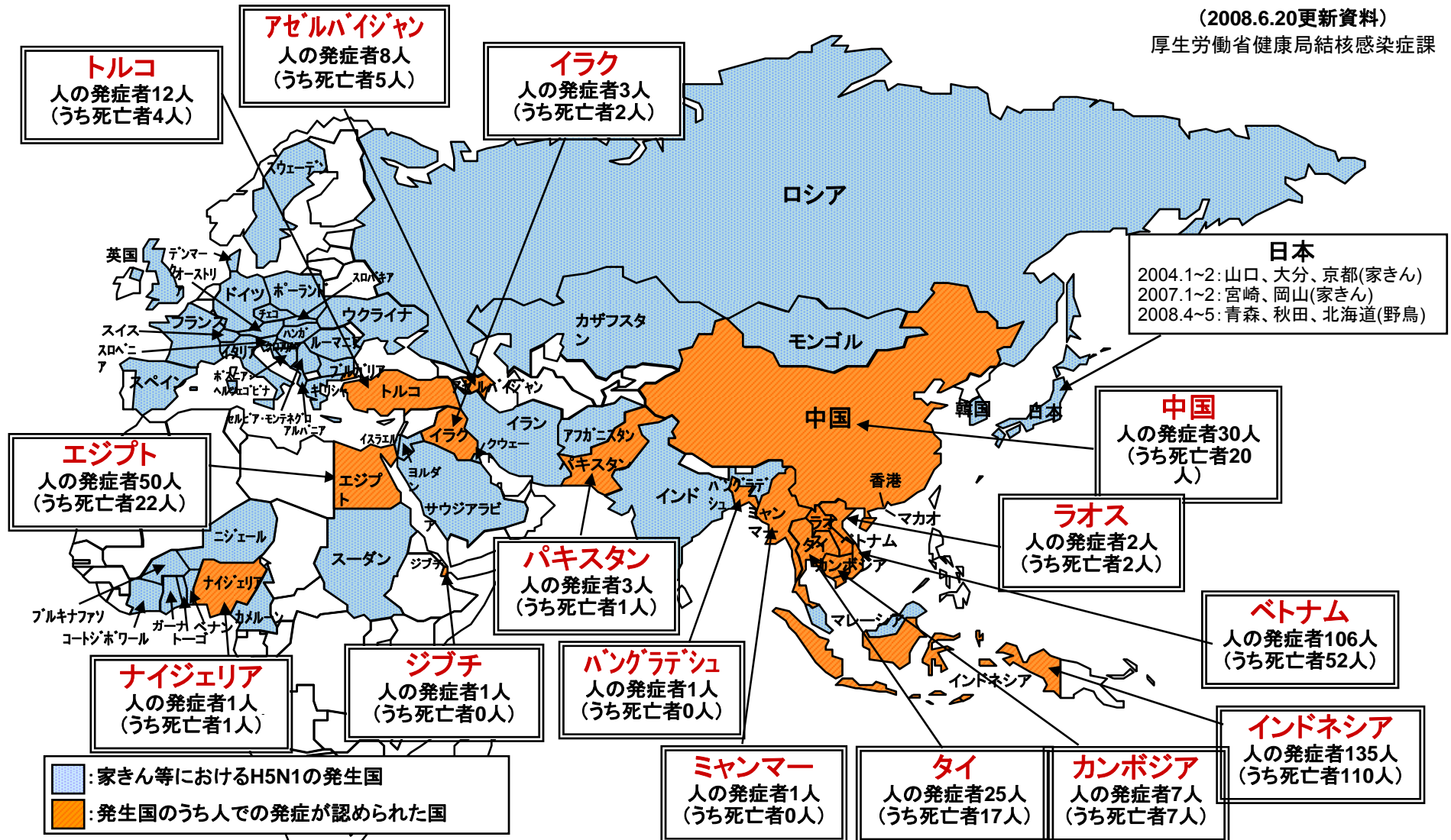
# 鳥インフルエンザ(H5N1)発生国及び人での発症事例(2003年11月以降)

(WHO・各国政府の正式な公表に基づく)

2008年6月19日現在

(2008.6.20更新資料)

厚生労働省健康局結核感染症課



注1) 上図の他、人への感染事例として  
 1997年香港(H5N1 18名感染、6人死亡)  
 1999年香港(H9N2 2名感染、死亡なし)  
 2003年香港(H5N1 2名感染、1人死亡)  
 2003年オランダ(H7N7 89名感染、1人死亡)  
 2004年カナダ(H7N3 2名感染、死亡なし)  
 2007年英国(H7N2 4名感染、死亡なし)等がある。

注2) 上図のうち、モンゴル、イタリア、ブルガリア、スロベニア、ギリシャ、オーストリア、スロバキア、スイス、スウェーデン、ボスニアヘルツェゴビナ、スペインは野鳥からの検出。

参考: WHOの確認している発症者数は計385人(うち死亡243人)。



## 新型インフルエンザ対策の目的

1. 感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻にいたさせない。



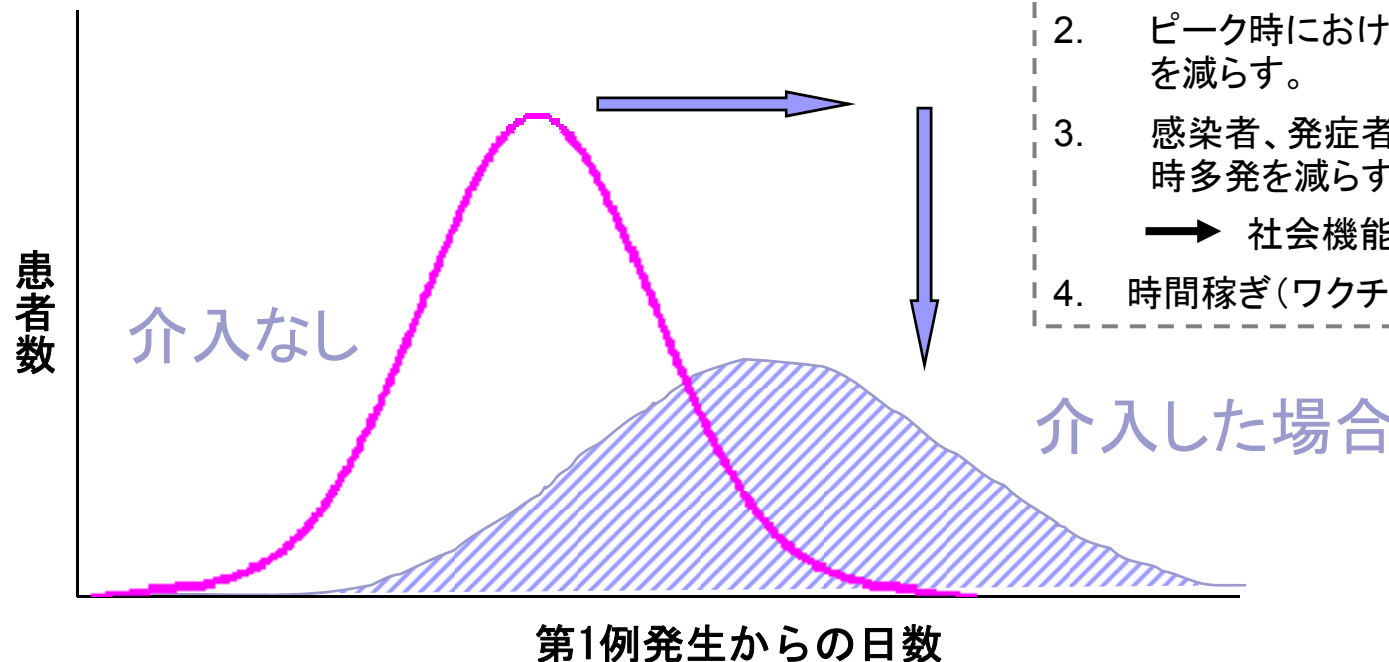
# 新型インフルエンザ対策の2つの柱

## ○医学的介入

- ・抗インフルエンザ薬
- ・ワクチン
- ・良質な医療の提供  
(医療体制整備)

## ○非医学的介入

- ・社会的接触の軽減
  - －集会・興行施設等の自粛等
  - －学校の休業
  - －行動制限  
(発症者の自宅待機、  
不要不急の外出自粛)



1. 大流行のピーク時期を遅らせ、平坦化させる。
2. ピーク時における医療サービスへの負荷・被害を減らす。
3. 感染者、発症者、受診者、入院者、死亡者の同時多発を減らす。  
→ 社会機能への影響を減らす。
4. 時間稼ぎ(ワクチン供給等の対策の実施のため)。

# 新型インフルエンザ対策の体系

	フェーズ3 (現段階)		フェーズ4	フェーズ5	フェーズ6
発生状況	トリ・ヒト感染 ※ヒト・ヒト感染(血縁関係がある場合)を含む。		ヒト・ヒト感染が発生 ※血縁関係がない場合	ヒト・ヒト感染の大規模集団発生	世界的大流行(パンデミック)
政府の体制	関係省庁対策会議(局長級)、行動計画等の策定	関係閣僚会議(必要に応じ)	新型インフルエンザ対策本部(総理・全閣僚)		
感染防止 ※感染拡大をできる限り遅らせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検疫体制整備</li> <li>○ 停留場所の確保等</li> <li>○ 防護服、マスク等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国で発生の疑い(危険情報発出、検疫強化等)</li> <li>○ 国内で発生の疑い(入院措置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水際対策(検疫集約化、入院措置・停留、入国制限等) ※ 感染状況に応じて縮小</li> <li>○ 社会的接触の軽減 ・集会・興行施設等の自粛等 ・学校の休業 ・行動制限(発症者の自宅待機、不要不急の外出自粛)等</li> </ul>		
医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の医療体制の整備</li> <li>○ 抗インフルエンザウイルス薬(タミフル等)の備蓄</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発熱外来の設置</li> <li>○ 入院措置、タミフル等の投与</li> </ul>	○ 入院・在宅医療	
予防(ワクチン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワクチンの研究開発</li> <li>○ プレパンデミックワクチンの備蓄(トリ・ヒト感染のウイルスから製造)</li> <li>○ プレパンデミックワクチン等の接種の対象者・優先順位の検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プレパンデミックワクチン接種</li> <li>○ パンデミックワクチン製造・接種(ヒト・ヒト感染のウイルスから製造)</li> </ul>		
啓発、訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共サービス等の事業継続計画策定推進</li> <li>○ 広報</li> <li>○ 訓練(3回実施)</li> </ul>		○ 不要不急の社会活動等の自粛要請		

(注)WHOがフェーズ4を宣言する前に、関係閣僚会議を開催し、本格的な初動対応を行うことがありうる。

# 新型インフルエンザ対策

- 新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、さらにその具体的な対策を行うための、新型インフルエンザに関するガイドラインを平成19年3月に定めた。
- 平成19年10月、新型インフルエンザ発生時に、必要に応じ、内閣総理大臣を本部長とする対策本部を設置することを閣議決定。
- 重症化防止のため、抗インフルエンザウイルス薬を平成19年度中に、国・都道府県・流通備蓄分で2,800万人分確保。
- 新型インフルエンザに対するワクチンについて、平成18年度末に製造した原液1000万人分(ベトナム株・インドネシア株)を備蓄するとともに、平成19年度にウイルスの変異に対応した新たな原液約1000万人分(中国安徽株)を備蓄。
- 新型インフルエンザについて、入院勧告等の措置とともに、停留等の水際対策を行うための法的な整備を実施。(5月2日公布)
- 関係省庁及び自治体参加の下、新型インフルエンザの発生に備えた訓練を3回実施。(平成18年9月、平成19年2月、11月)

## 新型インフルエンザ対策におけるプレパンデミックワクチンの方針(案)

平成19年度

承認済みの北里研究所、阪大微研の「沈降新型インフルエンザワクチン(H5N1株)」原液から、合計70万人分弱を製剤化(厚労科研)

平成20年度

製剤化されたワクチンを用いて、感染症指定等医療機関職員、検疫所職員等水際対策に従事する者6400人を対象に、新型インフルエンザプレパンデミックワクチンの有効性・安全性を確認する研究を実施(厚労科研)

平成21年度

臨床研究結果の有効性・安全性について  
良好な評価が得られれば

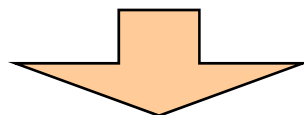
医療従事者・社会機能を維持する者等への事前接種の検討

高い水準での安全性が  
確認された場合

上記以外の者への事前接種のあり方の検討

## ■ 新型インフルエンザの被害の特徴

- 広範囲な被害 → 社会活動全体の停滞
- 被害が長期化 → 1年以上にわたる対応が必要
- 多数の従業員が同時に欠勤する等、人的影響が甚大



### 事前の啓発、準備が重要

#### 自治体

##### 発生前

- 情報収集・提供
- 独居高齢者等の把握
- 食料等の供給体制整備

##### 発生後

- 情報収集・提供
- 食料等の確保
- 休校、集会自粛要請
- 相談窓口の設置 等

#### 事業所

##### 発生前

- 各企業の業務運営体制の検討
- 社会機能維持に関わる事業所における業務継続計画の策定

##### 発生後

- 不要不急の事業活動の休止・在宅勤務等
- 社会機能維持に関わる事業所における業務継続

#### 一般家庭

##### 発生前

- 対策についての啓発
- 食料等の備蓄

##### 発生後

- 感染拡大防止への協力
- 不要不急の外出自粛

# 事業継続計画における留意点

表 事業継続計画における地震災害と新型インフルエンザの相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ
事業継続方針	○できる限り事業の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、 <b>社会的責任</b> 、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、ヒトに対する被害が大きい
災害発生と被害制御	○兆候がなく突発する* ○被害量は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染予防策により制御可能
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が <b>全世界的</b> である（代替施設での操業や取引事業者間の補完が困難）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○ <b>長期化する</b> と考えられるが、不確定性が高く <b>影響予測が困難</b>
事業への影響	○事業を復旧すれば業績回復が期待できる	○集客施設等では利用者減少による業績悪化が懸念される

# 感染予防策を取り入れた人員計画の例

狙い	区分	対策例
従業員が感染する機会を減らす	全般	在宅勤務、職場内等での宿直 (在宅勤務のための、通信機器の整備等)
	通勤(都市部での満員電車・バス)	時差出勤、自家用車、徒歩・自転車等による出勤
	外出先等	出張や会議の中止
職場での感染拡大を防ぐ	感染者を職場に入れない	出勤時の体温測定や問診、利用者の体温モニター
	接触距離を保つ	職場や食堂等の配置替え(距離を保つ)、食堂等の時差利用、出勤者を減らす(フレックスタイム制など)
	飛沫感染、接触感染を防ぐ	マスクの着用、手洗いの励行、職場の清掃・消毒、職場の換気
職場で流行した場合に備え、代替要員を確保	—	複数班による交替勤務制(スプリットチーム制)、経営トップも交替勤務とする

# 新型インフルエンザ時に求められる 事業者の役割

## 1. 感染を拡大しない

- 症状のある従業員等の出勤停止
- 社内における感染予防策の徹底
- 不要不急の業務の休止、自粛  
→感染源(加害者)とならない

## 2. 社会的責任を果たす

- 社会機能の維持に関わる事業の継続
  - ライフライン維持(電力、水道、ガス、金融など)
  - ライフライン維持の活動をサポートする事業
- 社内の感染予防策を徹底しながら事業継続



# 消防庁における 新型インフルエンザ対策

平成20年9月

消防庁救急企画室

- 消防機関における新型インフルエンザ対策  
総合訓練
- 新型インフルエンザ発生時の消防機関に  
おける業務継続計画ガイドラインについて

# 消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練(1)

## 1. 訓練概要

我が国において新型インフルエンザが発生したとの想定のもと、消防機関を中心とした対応体制の的確な確立を目指し、平成20年5月21日(水)に訓練を実施。

## 2. 訓練参加機関

総務省消防庁、厚生労働省(協力)、国立感染症研究所(協力)、  
神奈川県、川崎市(消防局・総務局・健康福祉局・病院局・川崎区役所)

## 3. 実働訓練概要

(1) 国外では新型インフルエンザが発生しているが**国内未発生**の段階(フェーズ4A)

既に新型インフルエンザが発生しているX国から帰国した川崎市内在住の市民(A氏)から救急要請があり、消防指令センターが聴取したところ症状が新型インフルエンザに酷似していると判断、**国内で初の発生疑いとして対応**。感染防御対策を講じた上で救急隊を出動させ、川崎市立川崎病院へ搬送した。検体を国立感染症研究所で検査したところ、新型インフルエンザと判明。

(2) 新型インフルエンザの感染が**国内においても拡大している**段階(フェーズ4B以降)

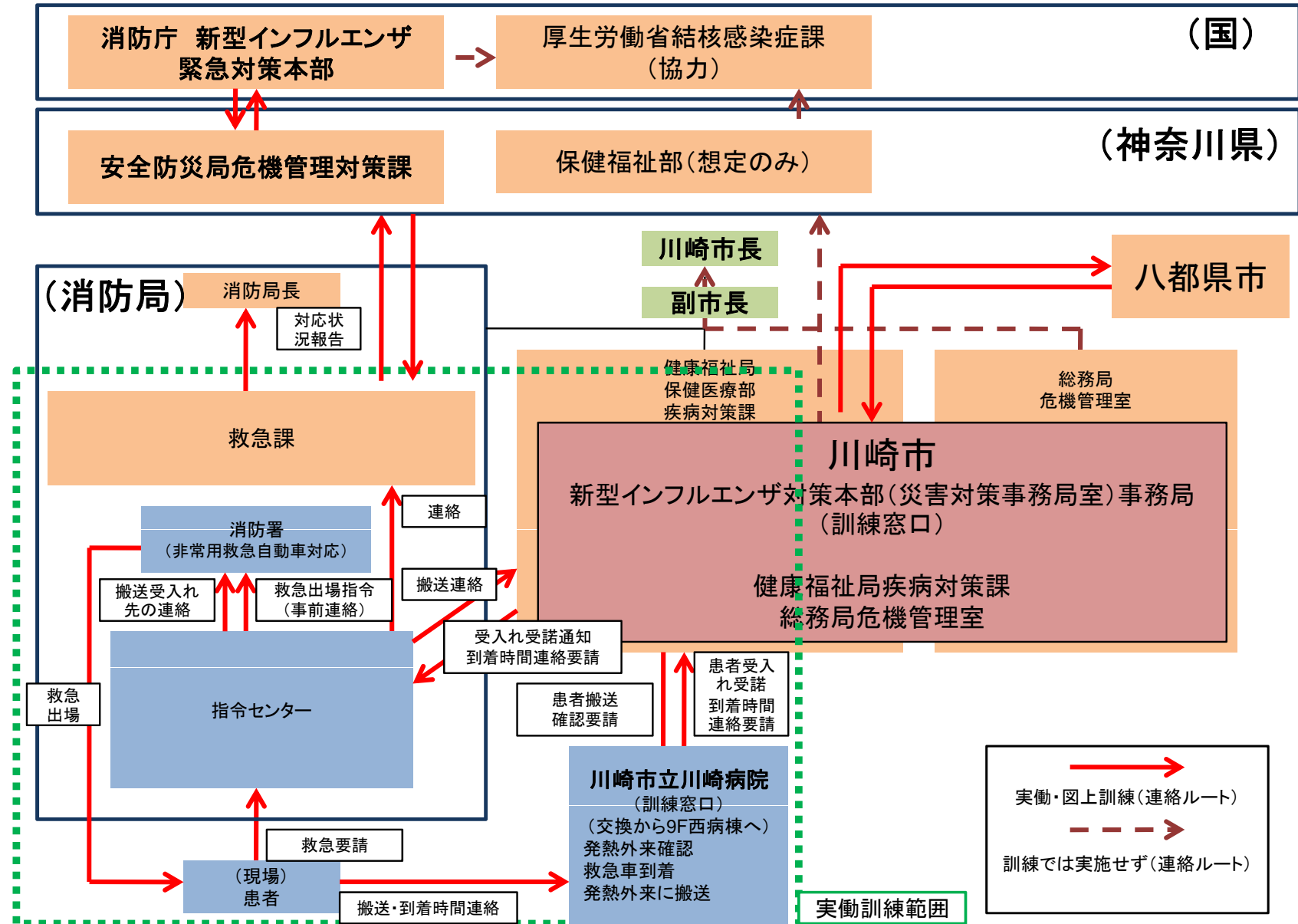
**救急要請が同時に2件あり**、消防指令センターが聴取したところ、B氏はA氏と同じ職場であり、また、C氏はA氏と通勤経路が同一であることが判明したため、感染防御対策を講じた上で救急隊を出動させた。

## 4. 実施結果等

- ・ 国から県、県から市及び関係機関への連絡体制については概ね適切に実施でき、その対応手順について確認できた。ただし円滑な病院選定については、保健部局と予め調整しておく等、検討の余地があった。
- ・ 119番受信時に、新型インフルエンザの可能性を判断することは困難であり、さらに勤務先や通勤経路等を把握することは、一層困難である。119番受信時の対応について、留意点等を整理する必要がある。
- ・ 救急隊員は、迅速に消毒を行うため、携帯式の速乾性手指消毒剤を所持することが望ましい。また、救急車について、医療施設に到着後、除染活動のため、ドアを閉めずに車内換気を図ることが望ましい。

# 平成20年度消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練(2)

## 新型インフルエンザ対策総合訓練連絡系統図(シナリオ②):フェーズ4B以降



# 新型インフルエンザ発生時の消防機関における業務継続計画ガイドライン

---

## 消防機関における新型インフルエンザ対策検討会の設置

### 1. 背景

新型インフルエンザの発生に備え、消防機関において業務継続計画を策定することが喫緊の課題であることにかんがみ、新型インフルエンザ発生時の消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定を主な目的として新たに検討会を発足。

### 2. 検討内容

- ① 新型インフルエンザ発生時における消防・救急機能を維持するための業務継続計画ガイドラインの検討
- ② 新型インフルエンザ発生時における救急搬送体制のあり方の検討
- ③ 新型インフルエンザ発生時の消防機関の対応に係る今後の検討課題の抽出

### 3. 開催状況

6月30日(月) 第1回検討会

7月31日(木) 第2回検討会

### 4. 構成員

座長:大友 康裕(東京医科歯科大学大学院教授)

国立感染症研究所、厚生労働省結核感染症課、消防機関、医療機関、行政機関の関係者  
研究者(行政関係、防災関係)

# 消防機関における新型インフルエンザ対策中間とりまとめ(1)

---

## 業務継続の方針

### ○ 職員の感染防止対策の徹底

- ・ フェーズ4Aで感染防止対策を開始。
- ・ 新型インフルエンザ流行中、勤務可能な職員の確保に努める。
- ・ 例: 職員の体温管理、通勤手段の変更、職場での配置見直し等。
- ・ 職員への感染防止教育

### ○ 新型インフルエンザ流行時における救急業務体制の強化

- ・ フェーズ4B以降、救急業務体制の強化を図る。
- ・ 例: 非常用救急自動車を含めて救急隊を増員、救急隊員の発症に備えて代替要員を確保する等。

### ○ 新型インフルエンザ流行時における消火・救助業務体制の維持

- ・ フェーズ4B以降、消火・救助業務体制の維持を図る。

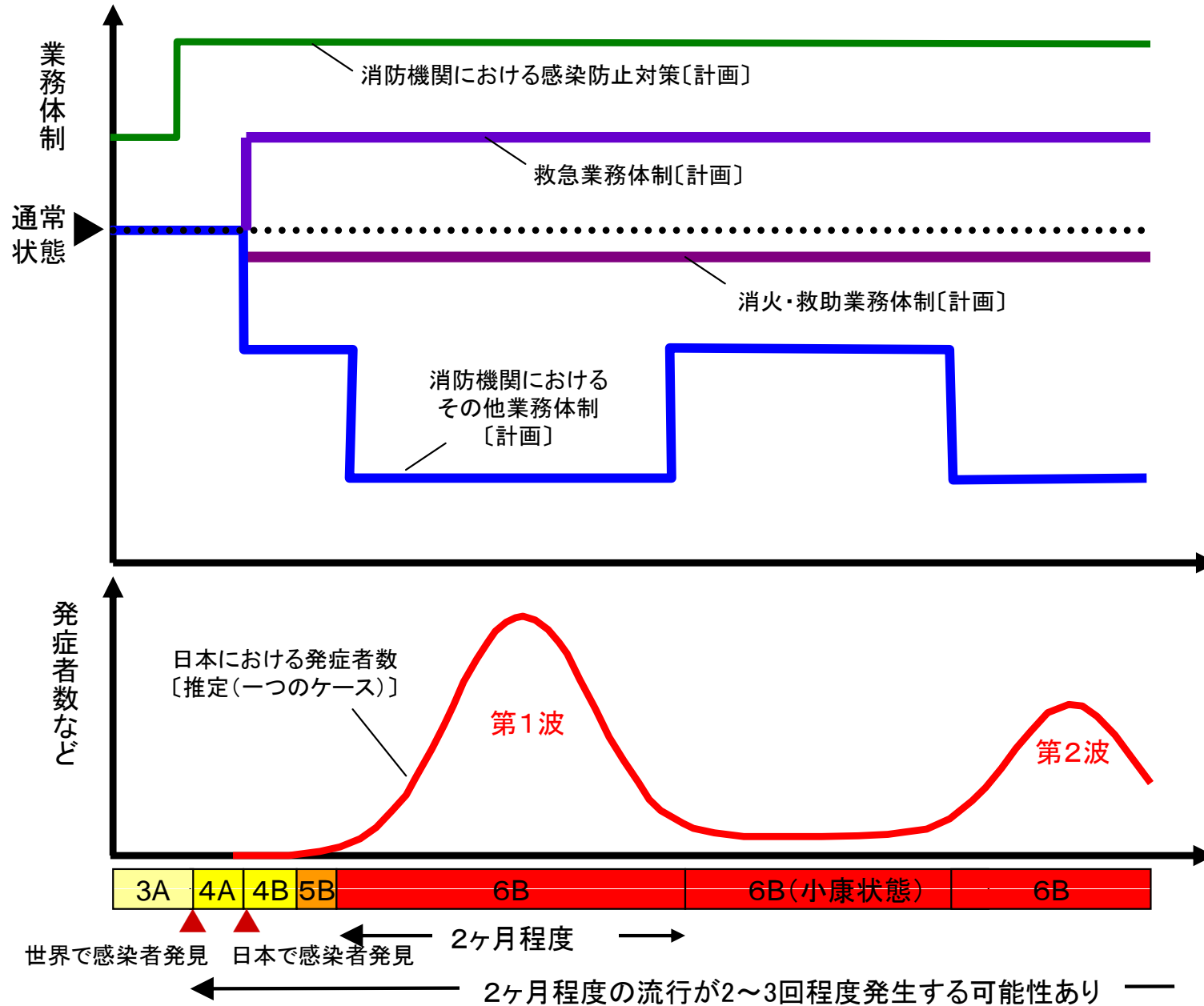
### ○ 新型インフルエンザの流行状況に応じた業務体制の縮小・停止

- ・ フェーズ4B～6Bで段階的に縮小・停止する業務を予め特定しておく。
- ・ 縮小・停止する業務に普段従事している職員は他業務の強化(代替)要員等とする。

### ○ 消防機関内での新型インフルエンザ流行を念頭に置いた業務・人員体制の立案

- ・ 救急業務及び消火・救助業務を継続できるよう代替要員等を用意しておく。

# 消防機関における新型インフルエンザ対策中間とりまとめ(2)



# 消防機関における新型インフルエンザ対策中間とりまとめ(3)

## 優先継続業務の選定

- ・ 救急業務は、需要が増加すると予想されるため、最優先で継続する。
- ・ 消火・救助業務は、通常どおりの体制を維持する。
- ・ その他の業務については継続の必要性を判断の上、縮小・停止する。
- ・ 優先度の低い業務に従事している職員は、救急業務や消火・救助業務へシフトしたり、消防機関内での流行に備えて自宅待機したりする。

## 消防機関における業務の優先度区分(例)

優先度	内容	例示
S	フェーズ4B～6Bの間、強化する業務 ○ 感染防止対策を講じつつ、救急業務体制を強化・確保するための業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務関連：消防資器材に関すること</li> <li>・ 総務関連：燃料に関すること</li> <li>・ 警防関連：救急隊の運用・出場に関すること</li> </ul>
A	フェーズ4B～6Bの間、通常維持する業務 ○ ほぼ通常どおりの消火・救助業務体制を継続するための業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務関連：関係諸機関との連携及び渉外並びに消防広報に関すること</li> <li>・ 警防関連：消防・救助隊の運用に関すること</li> </ul>
B	フェーズ4B～6Bの間、縮小する業務 ○ 火災予防・中長期的な消防計画に関する業務など（新型インフルエンザ発生時に需要が減るなどの理由で縮小可能なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防関連：消防対象物の査察、違反是正、防火管理その他火災予防に係る規制及び指導に関すること。</li> <li>・ 予防関連：建築物確認等の同意及び指導に関すること</li> </ul>
C	フェーズ4Bで縮小、フェーズ6Bで停止する業務 ○ その他の業務（2ヶ月間程度停止しても、その後の回復が可能なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防関連：防火防災意識の高揚及び普及啓発に関すること</li> <li>・ 消防学校：消防職員の教育訓練及び教養に関すること</li> </ul>



# 消防機関における新型インフルエンザ対策中間とりまとめ(4)

## 業務継続計画策定のため早急に検討・準備すべき事項

### ① 人員計画の検討

- 新型インフルエンザ発生時に、救急業務体制を拡充しつつ消火・救助業務体制を維持するための人員計画の立案
  - 有資格者等の把握（救急隊員、救助隊員、大型免許保持者等）
  - 新型インフルエンザ発生時に想定される勤務形態に及ぼす影響の把握（通勤手段の変更に伴う通勤時間の増加等）
- 新型インフルエンザ発生時の勤務体制の検討
- 状況に応じて縮小する業務、優先される業務の把握
- 救急業務の拡充の検討
- 新型インフルエンザ発生時における指導医の確保体制の検討

### ② 装備・資器材等確保計画の検討

- 新型インフルエンザ発生時に、確保が困難になると予想される装備・資器材等を確保するための計画の立案
- 消防・救急業務全般に必要な装備・資器材等のリスト化・把握
- 新型インフルエンザ発生時に確保が困難になると予想される装備・資器材等の抽出
- 備蓄の検討
- 調達先・委託事業者の状況把握・調整検討
  - ※ 大流行は2ヶ月続くと考えられており、この間、一般の事業者は休業することが想定される
- 代替措置の検討

# 消防機関における新型インフルエンザ対策中間とりまとめ(5)

## ③ 感染防止計画の検討

- 新型インフルエンザ発生時に、消防機関内における新型インフルエンザ感染を防止するための計画の立案
  - 季節性インフルエンザの予防接種の励行
    - ※ 新型インフルエンザの初期症状は、季節性インフルエンザと鑑別がつきにくい可能性があるため。
  - 咳エチケット、うがい、感染防止上適切な手洗いの励行
- 新型インフルエンザ発生時における感染防止対策の検討
  - 職員、家族の健康管理体制の検討
- 職員同士の感染が生じる可能性がある環境の把握
- マスク使用、距離を2m程度保つ、又は間仕切りで区切る等、対策の検討

## ④ 増大する119番通報への対応計画の検討

- 新型インフルエンザ発生時に、増大が予想される119番通報に対応するための計画の立案
- 地方公共団体の取組みの把握
- 救急需要対策についての市民への周知・広報体制の検討

## ⑤ 関係機関との連携

- 新型インフルエンザ発生時に、関係機関と円滑な連携体制を構築するための計画の立案
- 情報提供、報告先の把握
- 衛生主管部局の対策の把握
- 地域の実情に応じた連携体制の検討

# 地方公共団体における 新型インフルエンザ対策の現状と課題

20年9月  
消防庁国民保護室

# 1 地方公共団体に係る新型インフル対策（経緯）

日 程	内 容
17年 11月～12月	<p>新型インフルエンザ対策行動計画（12月、関係閣僚会合で確認）</p> <p>※ 地方自治体、関係機関（医療機関等）、国民の協力の下に総合的な政策を推進</p> <p>→ 都道府県行動計画作成へ（知事宛、厚労省健康局長通知）</p>
18年 9月	<p>第1回訓練（政府初主催：机上）</p>
19年 2月	<p>第2回訓練（政府主催：徳島県が参加） → 初めて県が参加</p>
19年 3月	<p>新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降） （新型インフルエンザ専門家会議策定）</p> <p>※ 市町村感染対策ガイドラインなど13のガイドラインを策定</p> <p>→ 都道府県マニュアル作成へ</p>
19年11月	<p>第3回訓練（政府主催：千葉県が参加） → 初めて検疫所が参加</p>
20年 4月	<p>感染症法・検疫法の改正（5月施行）</p> <p>→ 都道府県知事に強制入院措置権限付与</p>
20年 5月	<p>消防機関における訓練（消防庁初主催：川崎市が参加）</p>

## 2 地方公共団体の役割についての課題(現段階での整理)

### 1. 市町村に期待される対応を具体化する取組

- 例えば、行動計画では、市町村に対し、罹患し在宅で療養する者等の支援(在宅者の見回り、往診・訪問看護、食事の提供等)に関する協力を期待
- 市町村レベルでの行動計画や対応マニュアルの必要性  
(現在、さいたま市、宇都宮市等少数)  
(全都道府県は新型インフルエンザ対策行動計画を策定済)

## 2. 新型インフルエンザ対策の担当部署と危機管理部署との連携確保

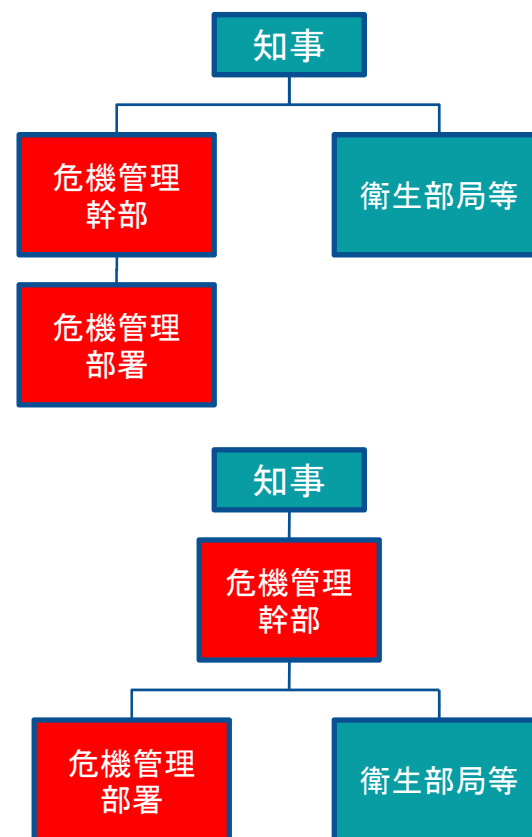
- 新型インフルエンザ対策の担当部署（衛生部局等）と危機管理部署との連携要領が課題

(参考1) 都道府県における危機管理部署の役割  
(消防庁調べ)

危機管理部署の役割	数/47
すべてを担当	0
情報管理・全庁的連絡調整 (事案対応は他部署が担当)	24
情報管理のみ (事案対応・全庁的連絡統制は他部署が担当)	5
担当せず	18

(参考2) 都道府県における危機管理幹部の役割  
(消防庁調べ)

危機管理幹部(危機管理監等)が新型インフルエンザに関与する自治体数は27/47



### 3. 業務継続計画の策定

- 相当数の職員が出勤が困難になる一方、患者への対応が増加
- 現在、地方公共団体における業務継続計画は未策定の段階

総務省消防庁において策定の推進に取り組む方針

消防機関における救急業務継続計画は本年度着手

## 4. 地方公共団体と関係機関（消防機関、自衛隊及び警察等）との連携要領

- 例えば、入院勧告後の発熱患者の搬送は、都道府県知事の任務であるが、実施方法については具体的要領が確立していない

(参考) 感染法上は、入院勧告(含む強制)は都道府県知事の任務

- 訓練を通じた連携要領の確立も重要

(参考) 地方公共団体参加型主要訓練実績

日程	主要訓練	内容
19年 2月	政府主催訓練(徳島県参加)	搬送・検体採取等
19年11月	政府主催訓練(千葉県参加)	機内検疫、搬送、検体採取等
20年 5月	消防庁主催訓練(川崎市参加)	連携体制、搬送等

この他、東京都(18年2月、11月、19年12月)、新潟県(20年3月)、青森県(20年7月)等の地方公共団体が単独訓練を実施。



## 5. 住民への知識の普及と危機管理意識の醸成

- 食糧やマスク、消毒薬等の各家庭での備蓄の必要性
- 感染防止策、外出自粛要請や発熱相談センター等の相談体制等
- 現状では、HP等を通じた限定的なもの。更なる危機管理意識の醸成が必要

## 6. 住民への適切な情報提供

- 適切な情報提供を行いつつ、パニック防止のため、広報のあり方を要考慮
- 個人情報の取り扱いも課題

## 7. 全国知事会要望（H20.5.22）

(1) 国家的な危機管理の問題としての国のリーダーシップと地方公共団体との役割分担の明確化

○より広範な対応を想定した各種法令の整備

○ワクチン接種の優先順位、個人の権利制限等に係る国民的合意

○医療機関患者受入れ促進、医療従事者の従事体制の構築 等

(2) 地方自治体が行う対策の実効性向上のための法的根拠の明確化と実行権限の付与

○知事への災害救助法・災害対策基本法に類似した権限付与

○ワクチン接種、集会等自粛要請等の法的根拠の明確化

○長期間の交通遮断、自宅待機要請等の実行権限付与 等

(3) 地方自治体や医療機関が行う対策費用に係る財政措置

# 資料4-1 国民保護共同訓練の推進

今後、市町村も含めた国民保護のための体制整備、訓練の普及・啓発を図るため、平成21年度を目途に全都道府県と共同訓練を実施できるよう取り組むとともに、訓練終了後に国民保護共同訓練セミナーを開催し、地方公共団体との意見交換を行う。

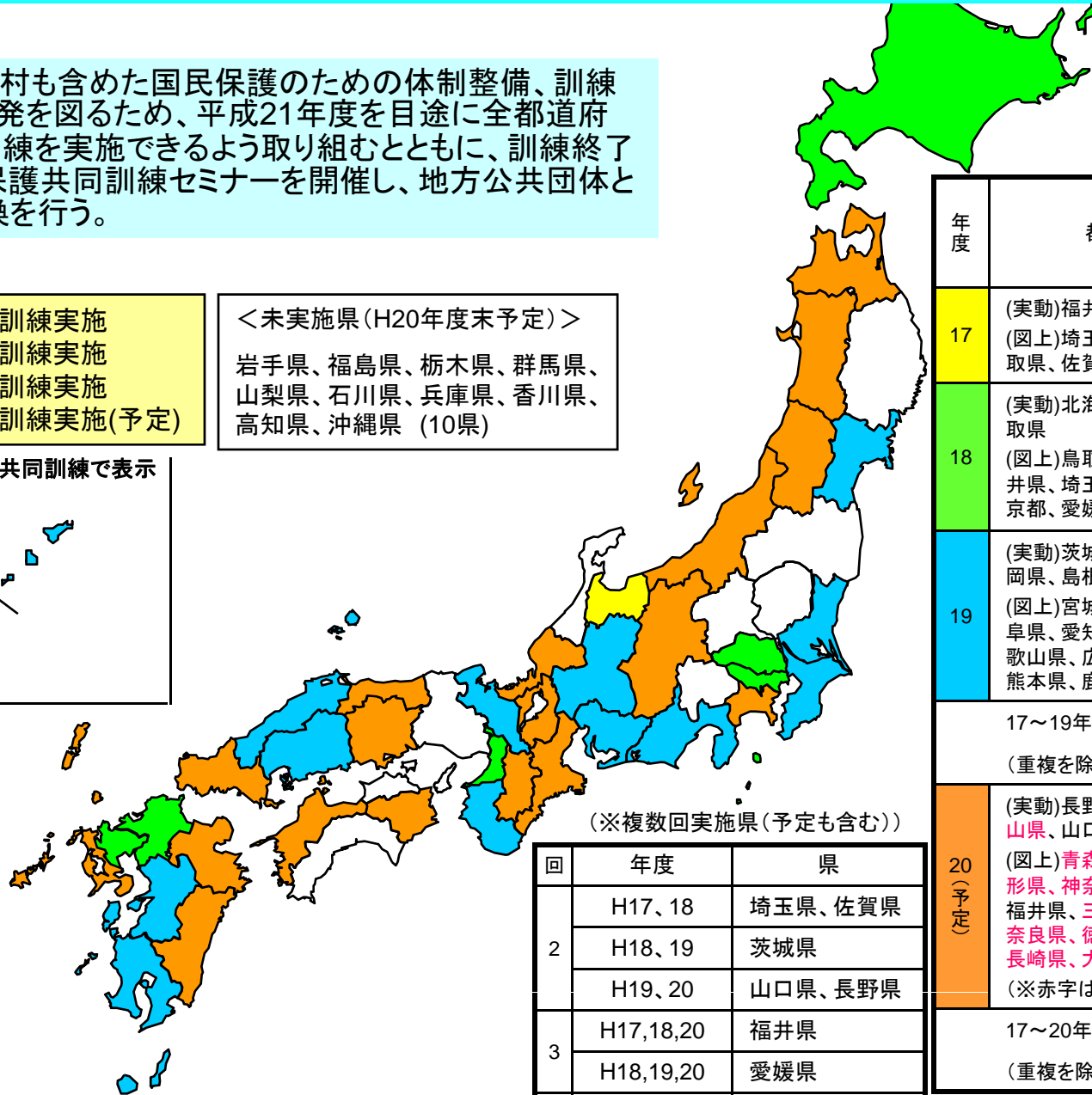
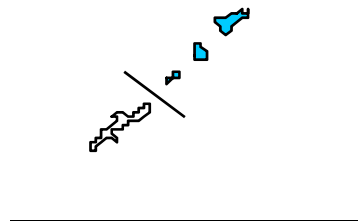
## ※ 凡例

黄 :H17共同訓練実施  
 緑 :H18共同訓練実施  
 青 :H19共同訓練実施  
 橙 :H20共同訓練実施(予定)

## <未実施県(H20年度末予定)>

岩手県、福島県、栃木県、群馬県、山梨県、石川県、兵庫県、香川県、高知県、沖縄県 (10県)

※重複は、最新の共同訓練で表示



(※複数回実施県(予定も含む))

回	年度	県
2	H17, 18	埼玉県、佐賀県
	H18, 19	茨城県
	H19, 20	山口県、長野県
3	H17,18,20	福井県
	H18,19,20	愛媛県
4	H17,18(x2),20	鳥取県

年度	都道府県	訓練回数	参加都道府県数
17	(実動)福井県 (図上)埼玉県、富山県、鳥取県、佐賀県	2	5
18	(実動)北海道、茨城県、鳥取県 (図上)鳥取県、福岡県、福井県、埼玉県、大阪府、東京都、愛媛県、佐賀県	11	10
19	(実動)茨城県、千葉県、静岡県、島根県、愛媛県 (図上)宮城県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、和歌山県、広島県、山口県、熊本県、鹿児島県	15	15
17~19年度計 (重複を除いたもの)		28	30 (24)
20(予定)	(実動)長野県、鳥取県、岡山県、山口県 (図上)青森県、秋田県、山形県、神奈川県、新潟県、福井県、三重県、滋賀県、奈良県、徳島県、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県 (※赤字は、初参加)	18	18
17~20年度計 (重複を除いたもの)		46	48 (37)

# 資料4-2 平成19年度国民保護共同訓練の実施状況

主催機関	訓練実施場所	訓練参加機関		年月日	種別	シナリオの概要	規模		セミナー開催
		国の機関	地方公共団体				参加機関	人数	
山口県	山口県庁、官邸	内閣官房、消防庁	山口県、周南市等	19.10.23	図上	国籍不明の武装グループが、爆破テロを行ったことにより死傷者が発生し、人質立て籠もり事案が発生	10機関	122人	
京都府	京都府庁、京都市役所、官邸	内閣官房他10省庁	京都府、京都市	19.10.25	図上	鉄道駅での連続爆破テロにより多数の死傷者が発生し、その後、市街地において大規模な爆発物が発見される。	65機関 (伝達25)	223人	○
島根県	島根県庁、松江市役所、官邸	内閣官房他3省庁	島根県、松江市	19.11.2	実動	原発が国籍不明のテログループによる攻撃を受け、多数の死傷者が発生し、原発の施設の一部が故障し、放射性物質の放出に至る事態となった。	79機関 (伝達62)	1,180人 (住民323人)	
愛媛県	愛媛県庁、松山市合同庁舎、官邸	内閣官房、消防庁	愛媛県、松山市	19.11.10	実動	大規模集客施設において、国籍不明のテログループが化学剤を散布し多数の死傷者が発生。その後、観光地における人質立て籠もり事案が発生。	28機関 (伝達13)	663人 (住民110人)	○
宮城県	宮城県庁、官邸	内閣官房、消防庁	宮城県、仙台市、山形県、塩竈市	19.11.13	図上	ターミナル駅の複数個所で同時爆破テロが発生し、多数の死傷者が発生し、その後、公共交通機関施設において不審物が発見される。	37機関 (伝達25)	155人	○
千葉県	千葉県庁、千葉市役所、海浜幕張駅、千葉港等、官邸	内閣官房他9省庁	千葉県、千葉市	19.11.21	実動	鉄道駅等での連続爆破テロにより多数の死傷者が発生し、その後、貨物船から大量の化学剤散布が示唆される。	104機関 (伝達55)	1,300人 (住民17人)	○
茨城県	茨城県庁、つくば市役所、つくば駅等、官邸	内閣官房、消防庁	茨城県、つくば市	19.11.28	実動	国籍不明のテログループにより多量の化学剤が散布され、多数の死傷者が発生し、その後、化学剤が入った爆発物が発見される。	110機関 (伝達80)	420人	

※住民、伝達訓練の数( )は、内数

※「主催機関」欄の塗りつぶしは、国主導の訓練

主催機関	訓練実施場所	訓練参加機関		年月日	種別	シナリオの概要	規模		セミナー 開催県
		国の機関	地方公共団体				参加機関	人数	
長野県	長野県庁西庁舎、長野県防災センター、官邸	内閣官房、消防庁	長野県、長野市、松本市	20.1.18	図上	列車爆破事案、ターミナル駅周辺での化学剤散布事案が発生し、多数の死傷者が発生。その後、同駅周辺で不審物を所持したグループによるこもりが発生する。	12機関	150人	
和歌山県	和歌山県庁、官邸	内閣官房、消防庁	和歌山県、田辺市、白浜町	20.1.25	図上	白浜町内の海水浴場において爆破事案が発生し、多数の死傷者が発生。その後、白浜町内の公共施設において不審物が発見される。	41機関 (伝達30)	125人	
広島県	広島県庁、官邸	内閣官房、消防庁	広島県、呉市	20.1.28	図上	呉市内の鉄道駅で国籍不明のテログループにより大量の化学剤が散布され、多数の死傷者が発生。その後、テログループが市内の公共施設に立て籠もる。	11機関	132人	
鹿児島県	鹿児島県庁、官邸	内閣官房他13省庁	鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市	20.2.5	図上	離島において国籍不明のテログループの襲撃により死傷者が発生。その後、テログループは下甕島の山中に逃走、潜伏する事案が発生する。	39機関	412人	○
熊本県	熊本県庁、官邸	内閣官房、消防庁	熊本県、熊本市	20.2.6	図上	熊本市内の公園及びバスターミナルにおいて爆破事案及び化学剤散布事案が発生。その後、熊本市内の鉄道駅において化学剤の入った爆発物が発見される。	67機関 (伝達59)	213人	
静岡県	清水港、清水総合運動体育館、静岡県庁、静岡市役所	内閣官房、消防庁	静岡県、静岡市	20.2.8	実動	清水港において国籍不明のテログループによる化学剤散布事案が発生し、多数の死傷者が発生。その後、犯人が清水港停泊中の貨物船をシージャックし、第二のテロを予告する。	102機関 (伝達82)	819人 (住民172人)	○
愛知県	愛知県庁、官邸	内閣官房、消防庁	愛知県、名古屋市	20.2.15	図上	名古屋市内の大規模集客施設等において同時爆破事案が発生し、多数の死傷者が発生。その後、犯行グループが繁華街での化学剤を用いた大規模テロを予告する。	68機関 (伝達61)	202人	
岐阜県	岐阜県庁、官邸	内閣官房、消防庁	岐阜県、岐阜市	20.2.21	図上	鉄道駅など全国数箇所で爆発を伴う化学剤散布テロが発生し、その後岐阜市内で新たな化学剤入りの爆発物が発見される。	60機関 (伝達49)	146人	

※住民、伝達訓練の数( )は、内数  
※「主催機関」欄の塗りつぶしは、国主導の訓練

参加機関、参加者延べ数合計	833機関 (伝達541)	6,262人 (住民622人)
---------------	------------------	--------------------

# 資料4-3 平成19年度国民保護共同訓練の成果と課題

## 成果

- 関係機関の活動要領(役割)が相互認識された。
- 地方公共団体職員及び住民の国民保護への意識の向上が図れた。
- 各関係機関の今後の体制構築のための指針が抽出された。
- 各種事態に対応するためのマニュアル作成・改編のための要素が抽出された。
- 共同訓練初の官邸と地方公共団体とが連動した訓練を実施できた。
- 駅構内や現場に模擬工作物等を設定し、実際の現場に近い環境で実動訓練を実施し、関係機関との協力・連携要領を検証できた。
- 住民が参加した避難訓練では、避難体験を通じて、国民保護への住民の理解向上が図れた。

## 課題

- 1) 府県対策本部の基本的活動に関すること
  - 重要情報の優先的な報告を徹底すべきである。
  - 対策本部内の情報共有ツール(マイク、ホワイトボード、地図など)を効果的に活用すべきである。
  - 各対策本部間の情報の共有化が不十分である。
- 2) 対処措置に関すること
  - 法定通知の伝達要領をさらに研鑽する必要がある。
  - 避難範囲、避難の指示、避難実施要領等の検討時における、関係機関間の調整要領が不慣れである。
  - 県・市による「退避の指示」(災対法の避難)と国による「避難措置の指示」の整合性を図る必要がある。
  - 迅速かつ実効性のある避難実施要領の作成が必要である。
  - 現地政府対策本部及び合同対策協議会の設置・運営に関する関係機関間の共通ルールの策定が必要である。
- 3) 実動訓練に関すること
  - 災害現場における、関係機関の更なる横断的な協力体制の検討が必要である。
- 4) その他
  - 迅速・適切な報道対応、住民への広報要領、訓練参観要領の研鑽が必要である。

## 国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施について ～平成 20 年度は 18 県で実施します～

### 1. 訓練の目的

国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練及び図上訓練を実施し、関係機関の機能確認及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図ります。

### 2. 共同訓練の実施予定

平成 20 年度の共同訓練の実施予定は以下の通り。

		実施予定団体	実施予定時期			実施予定団体	実施予定時期
1	実動訓練	長野県	11月下旬	10	図上訓練	福井県	2月中旬
2		鳥取県	11月中旬	11		三重県	10月下旬
3		岡山県	11月中旬	12		滋賀県	11月中旬
4		山口県	11月中旬	13		奈良県	11月下旬
5	図上訓練	青森県	11月上旬	14		徳島県	2月上旬
6		秋田県	11月上旬	15		愛媛県	1月中旬
7		山形県	2月上旬	16		長崎県	2月上旬
8		神奈川県	2月上旬	17		大分県	11月中旬
9		新潟県	1月下旬	18		宮崎県	10月下旬

#### ※ 1) 平成 20 年度訓練の特徴

これまでに実施してきた化学剤を用いたテロ等に加え、国民保護共同訓練としては、初めて生物剤や放射性物質を用いたテロを想定した訓練も実施する。

#### ※ 2) 実動訓練について

- ・ 国の現地対策本部及び地方公共団体の対策本部等の設置及び相互の連絡調整
- ・ 住民の避難誘導、医療の提供等の救援及び災害対処に関する措置など、国民の保護のための一連の措置について、現地における実動訓練を実施する。

#### ※ 3) 図上訓練について

国、地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、警報の通知、避難の指示等、国民の保護のための措置に係る状況判断及び情報伝達要領について、図上訓練を実施する。

#### ※ 4) 訓練の具体的な内容について

シナリオの内容、参加機関、訓練企画・実施上の国と地方公共団体の役割分担等細部の実施要領については検討中。

## 国民保護訓練(地方公共団体との共同訓練)実施状況

これまでの訓練実施状況は以下のとおり。

平成17年度(2回、5県)

No.	実施団体	年月日	種別
1	埼玉県、富山県、鳥取県、佐賀県	17.10.28	図上
2	福井県	17.11.27	実動

平成18年度(11回、10都道府県)

No.	実施団体	年月日	種別
1	鳥取県	18.8.9	図上
2	北海道	18.8.25	実動
3	茨城県	18.9.29	実動
4	福岡県	18.10.16	図上
5	福井県	18.10.20	図上
6	埼玉県	18.10.26	図上
7	大阪府	18.11.2	図上
8	東京都	18.11.10	図上(※一部実動も実施)
9	鳥取県	18.11.26	実動
10	愛媛県	19.2.7	図上
11	佐賀県	19.2.8	図上

平成19年度(15回、15府県)

No.	実施団体	年月日	種別
1	山口県	19.10.23	図上
2	京都府	19.10.25	図上
3	島根県	19.11.2	実動
4	愛媛県	19.11.10	実動
5	宮城県	19.11.13	図上
6	千葉県	19.11.21	実動
7	茨城県	19.11.28	実動
8	長野県	20.1.18	図上
9	和歌山県	20.1.25	図上
10	広島県	20.1.28	図上
11	鹿児島県	20.2.5	図上
12	熊本県	20.2.6	図上
13	静岡県	20.2.8	実動
14	愛知県	20.2.15	図上
15	岐阜県	20.2.21	図上



(参考)

## ◎国民保護法について

正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

## ◎国民保護法に係る経緯

平成15年6月 事態対処法（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）成立、施行

平成16年6月 国民保護法成立

平成16年9月 国民保護法施行

平成17年3月 国民の保護に関する基本指針閣議決定

## ◎国民保護法（抄）

（訓練）

第42条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。（以下、省略）

2 （省略）

3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる。

第43条 政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の費用の負担）

第168条 （省略）

2 第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第164条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

3 （省略）